

改正

平成18年6月23日規則第88号

平成26年4月1日用字用語整備施行

高松市庵治太鼓の鼻オートキャンプ場条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高松市庵治太鼓の鼻オートキャンプ場条例（平成17年高松市条例第189号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(休場日)

第2条 高松市庵治太鼓の鼻オートキャンプ場（以下「オートキャンプ場」という。）の休場日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に休場することができる。

(入場者の遵守事項)

第3条 オートキャンプ場の入場者（以下「入場者」という。）は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 他の入場者の迷惑となる行為をしないこと。
- (2) 所定の場所以外で火気を使用しないこと。
- (3) 危険物を持ち込まないこと。
- (4) 許可なく物品等の販売又は展示、びら等の配布その他これらに類する行為をしないこと。
- (5) 指定された場所以外の場所に自動車を乗り入れ、又は駐車しないこと。
- (6) その他オートキャンプ場の係員（以下「係員」という。）の指示に従うこと。

(使用の権利の譲渡等の禁止)

第4条 条例第2条第1項（条例第6条第6項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第5条 使用者は、その使用を終わったとき、又は中止したときは、直ちにオートキャンプ場の施設・設備等（以下「施設等」という。）を原状に回復しなければならない。条例第3条の規定に

よる使用許可の取消し又は使用の停止を受けたときも、同様とする。

(使用者の責任)

第6条 使用者は、使用期間中善良な管理を怠ってはならない。

(使用者の遵守事項)

第7条 使用者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) オートキャンプ場の運営に支障を来すような行為をしないこと。
- (2) 火災、盗難、人身事故その他の事故の防止に努めること。
- (3) 使用する施設の入場者に第3条各号に掲げる事項を守らせること。
- (4) 使用後は、速やかに原状に回復した後係員の点検を受けること。
- (5) その他係員の指示に従うこと。

(損傷等の届出)

第8条 入場者又は使用者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、高松市庵治太鼓の鼻オートキャンプ場施設等損傷・滅失届(別記様式)を直ちに市長に提出しなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第9条 条例第6条第5項第3号の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) オートキャンプ場の維持管理
- (2) オートキャンプ場の利用に関する業務のうち、次に掲げるもの
 - ア 物品等の販売又は展示、びら等の配布等の許可に関する業務
 - イ 第3条第6号並びに第7条第4号及び第5号の規定により係員が行う業務に係るもの
 - ウ その他市長が必要と認める業務

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成18年1月10日から施行する。

附 則 (平成18年6月23日規則第88号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（あて先）高松市長

届出者 住 所
氏 名



（法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名）

電話番号 —

高松市庵治太鼓の鼻オートキャンプ場施設等損傷・滅失届

次のとおり損傷・滅失したので届けます。

損傷・滅失場所	
損傷・滅失日時	年 月 日（ ） 時 分ごろ
損傷・滅失箇所 （物件）及び数量	
損傷・滅失の内容	
損傷・滅失の理由	

備考 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができます。